

令和7年度 市町村における高齢者等要援護者世帯に対する除排雪等助成一覧(R8.6.1作成)

市町村	事業名	対象者 (例：高齢者世帯等)	サービス内容			サービス利用料			
			間口除雪	屋根の雪下ろし	その他	基本単価	利用者負担単価 (利用者負担額)	助成率 (助成上限)	利用回数・利用時間の制限等 ※3
1鹿角市	鹿角市高齢者軽度生活援助事業 (要綱・高齢者生活支援事業)	おおむね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯	○			(R5年度) 1,307円/時 (R6年度) 1,382円/時 (R7年度) 1,444円/時	(R5年度) 390円/時 (R6年度) 410円/時 (R7年度) 430円/時	7／10	1回につき1時間まで
	鹿角市高齢者等住宅除排雪支援事業	65歳以上のみの世帯 身体障害者手帳1・2級のみの世帯	○	○	○ ※1	-	経費の1／2	1／2	非課税世帯20,000円/回とし、年2回まで 課税世帯10,000円/回とし、年2回まで
2小坂町	小坂町軽度生活支援事業	町内に住所を有するおおむね65歳以上の1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯等であって、日常生活上の援助が必要な者	○			1,444円/時～	288円/時～	8／10	月12時間まで
	小坂町あんしん除雪支援事業	75歳以上(当該年度中に75歳に到達する者を含む。)の高齢者のみで構成された世帯、申請時点で身障1級、2級のみで構成されている世帯で、自治会が事業実施する場合	○			10,000円/世帯 (作業の自治会へ助成)	無料	-	-
3大館市	大館市軽度生活援助事業	①おおむね65歳以上の者 ②単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者(準ずる例：高齢者と身体障害者のかたが同居している世帯など) ③市民税非課税世帯に属する者 ※上記全ての条件に該当する者を対象とする。	○			660円/30分	100円/30分	8.5／10	-
	地域ふれあい除雪支援事業	①65歳以上(当該年度中に65歳に達する者)の高齢者で構成されている世帯 ②申請時点で、身障1級、2級のみで構成されている世帯 ③①及び②のかたで構成されている世帯 ※上記の条件に該当する希望世帯を対象とするほか、町内会が特に必要と認めた世帯については、この限りではない。			○ ※2	毎年市が設定 (R7：8,000円/世帯)	無料	10／10	-
	大館市高齢者等雪下ろし支援事業	①65歳以上の高齢者だけで一戸建ての持ち家住宅に居住していること ②当該年度の市民税が非課税世帯であること ③本市の市税を滞納していないこと		○		-	補助額を除いた額	-	年1回30,000円まで
4北秋田市	福祉の雪事業	近隣者等からの援助(経済的援助を含む)を得ることができず、自力では雪よせ等が困難な市民税非課税世帯で次のいずれかを満たす世帯 ①おおむね65歳以上の者 ②身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者 ③配偶者のない者であって、現に児童(義務教育終了前の児童をいう。)を扶養している者	○	○	○ ※1	-	経費の2割	経費の8割	年60,000円まで (年40,000円であるが、大雪により補正予算措置)
5上小阿仁村	上小阿仁村高齢者世帯等除雪費助成金	(1)満年齢70歳以上の者のみの世帯 (2)満年齢70歳以上の者と心身に障害をもつ者のみの世帯 (3)心身に障害をもつ者のみの世帯 (4)世帯全員が高齢や身体上の理由などにより独力で除排雪が困難な世帯 (5)母子世帯又は父子世帯 (満18歳に達した年度末の末日までの間にある児童のみがいる世帯) (6)その他村長が必要と認めた世帯	○	○	○ ※1	-	経費の1／3	2／3	年80,000円まで
6能代市	能代市軽度生活援助事業	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	○		○ ※2	R7：1,260円/時 R8：1,368円/時	課税世帯：300円/時 非課税世帯：100円/時 生活保護世帯：無料	-	年16時間まで
	能代市高齢者等雪下ろし費用助成事業	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯 ただし、市民税非課税世帯に限る。		○		-	経費の5割	5／10	1年度20,000円まで (上限額に達するまで複数回申請可)

市町村	事業名	対象者 (例：高齢者世帯等)	サービス内容			サービス利用料			
			間口除雪	屋根の雪下ろし	その他	基本単価	利用者負担単価 (利用者負担額)	助成率 (助成上限)	利用回数・利用時間の制限等 ※3
7	藤里町	藤里町高齢者等宅除排雪助成事業	○	○		○玄関前等の除雪 (概ね30分未満) ・手作業：300円 ・機械作業：400円	25,000円/1回を超えた額	(上限) 25,000円/1回まで ○玄関前等の除雪 (概ね2時間未満) ・手作業：2,760円/1回 ・機械作業：3,740円/1回	原則年75,000円まで ※一部緊急対応として上限超世帯有り
8	三種町	三種町高齢者世帯等除排雪支援事業	○		○ ※1	1,544円/時	無 料	10/10	年40時間まで
9	八峰町	八峰町軽度生活援助事業	○		○ ※1、2	1,366円/時	100円/時 (生活保護受給者無料)	9/10	1回につき1時間まで 冬季シーズン(12月～3月)15回まで
10	秋田市	秋田市高齢者雪寄せ支援事業	○			1,837円/時	550円/時 (生活保護受給者無料)	8/10	1回につき1時間まで 週2回まで
		秋田市高齢者雪下ろし支援事業		○	○ ※1	—	10,000円を超えた額 (排雪も含めた場合 15,000円を超えた額)	10,000円まで (排雪も含めた場合 15,000円まで)	道路豪雪対策本部設置時、年1回
		秋田市障がい者雪下ろし支援事業		○	○ ※1	—	10,000円を超えた額 (排雪も含めた場合 15,000円を超えた額)	10,000円まで (排雪も含めた場合 15,000円まで)	道路豪雪対策本部設置時、年1回
		(除雪後の間口の雪寄せ)	○		○ ※2	無 料	無 料	—	—
11	男鹿市	男鹿市高齢者生活援助事業	○			1,224円/時	200円/時 (生活保護世帯は無料)	8.4/10	1回につき4時間まで 月4回まで
12	潟上市	潟上市軽度生活援助事業	○			1,344円/時	300円/時 (生活保護世帯は無料)	作業料と利用者負担額との差を市が助成	1回につき2時間まで 年24時間まで
13	五城目町	五城目町高齢者世帯等除雪支援事業	○			800円/30分	200円/30分 (生活保護世帯は無料)	3/4	1回30分以内 1冬期間50回まで
14	八郎潟町	八郎潟町間口等除雪支援事業	○			1,265円/回	課税世帯：200円/1回 非課税世帯：100円/1回 生活保護世帯：無料	課税世帯： 8/10(1回当たり) 非課税世帯： 9/10(1回当たり) 生活保護世帯： 10/10	1回につき30分まで
15	井川町	くらしの安心サポート推進事業			○	—	利用した分の燃料代	—	—

市町村	事業名	対象者 (例：高齢者世帯等)	サービス内容			サービス利用料			
			間口除雪	屋根の雪下ろし	その他	基本単価	利用者負担単価 (利用者負担額)	助成率 (助成上限)	利用回数・利用時間の制限等 ※3
16	大湊村	除雪サービスの提供はなし							
17	由利本荘市	由利本荘市軽度生活援助事業	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する高齢者であって、身体状況或いは精神状況により日常生活上の援助が必要な者			○			
18	にかほ市	にかほ市高齢者等除排雪支援事業	市内に居住する次の世帯で、世帯員が自力で除排雪ができない状態にあり、市内に子や兄弟等その他支援する者がいない又は、支援を受けることが困難な次の世帯 (1) 65歳以上の高齢者又は65歳未満の障害者のみの世帯 (2) 65歳以上の高齢者及び65歳未満の障害者のみで構成される世帯 (3) 18歳以下の児童と高齢者又は障害者のみの世帯 (4) その他市長が認める世帯			○			
		にかほ市高齢者世帯等雪下ろし支援事業	本市に住所を有し、助成を申請する年度において市民税非課税世帯で、生活保護法)による被保護者の属さない世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 障害者が同居する世帯 (3) 子が18歳以下の児童のみのひとり親世帯 (4) 前各号に準ずることを市長が認めた別に定める世帯				○		
19	大仙市	大仙市高齢者等雪対策総合支援事業	70歳以上の高齢者や障がい者、介護認定者、児童扶養手当受給者、義務教育終了前の子ども等で構成される世帯。 (※生活保護世帯は除く)			○	○	○ (住宅周りの除雪)	
20	仙北市	仙北市高齢者世帯等除雪支援事業	市民税非課税又は均等割のみ課税世帯 で、次のいずれかに該当する世帯。ただし、別居の親族や近隣からの支援がある世帯や生活保護世帯は除く。 ① 75歳以上のひとり暮らし世帯 ② 同居者全員が75歳以上である世帯 ③ 身体障害者手帳 1級～ 3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護 3～5 認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯等 ④ 75歳以上の方と身体障害者手帳 1級～ 3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護 3 ～5 認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯等 ⑤ その他特別な理由のある方で市長が認めた世帯			○	○	○ ※ 1	
21	美郷町	美郷町軽度生活援助事業	おおむね65歳以上の単身・高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、軽度の援助が必要な非課税世帯の方			○			
		美郷町雪下ろし等支援事業	70歳以上の高齢者、要介護認定者、障害手帳所持者 等で構成される世帯 ※町民税非課税世帯に限る。				○	○ ※ 1	

市町村	事業名	対象者 (例：高齢者世帯等)	サービス内容			サービス利用料			
			間口除雪	屋根の雪下ろし	その他	基本単価	利用者負担単価 (利用者負担額)	助成率 (助成上限)	利用回数・利用時間の制限等 ※3
22 横手市	高齢者等除排雪・雪下ろし費用助成事業 ※利用者と事業者等との直接契約による作業への費用助成	次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、身体上の理由等により、独力で通路の除排雪や雪下ろしをすることが困難、かつ、親族又は近親者等からの援助を得ることができない世帯。ただし、当該年度の市民税所得割課税世帯及び生活保護受給世帯を除く。 (1) 65歳以上の者 (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (3) 国民年金の障害基礎年金の受給者 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者 (6) 児童 (7) 前各号に準ずる者と市長が認めた者	○ (市民税所得割課税世帯除く)	○ (市民税所得割課税世帯除く)				作業料のうち、市民税非課税世帯には1/3、均等割のみ課税世帯には1/6を市が助成	【除排雪】 回数の制限はなし 1シーズンの助成上限額50,000円 【雪下ろし】 1回あたりの助成上限額50,000円 1シーズン5回まで利用可
23 湯沢市	湯沢市雪下ろし費用助成事業	次の4つの要件すべてに該当する世帯 ①市内に住民登録あること ②市民税非課税であること (生活保護世帯は対象外) ③親族やボランティア等からの援助を受けることができないこと ④次の1～5のいずれかに該当する方で構成されている世帯 1. 65歳以上の方 2. 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども 3. 2に該当する子どもと同居している配偶者のいない女性 4. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 5. 1～4の要件に準ずると認められる方		○	※1 雪下ろしに伴う自宅周りの除排雪のみ対象	-	雪下ろし費用の1/2 助成上限を超えた額	雪下ろし費用の1/2 (助成上限15,000円／回)	年3回まで
	湯沢市福祉除雪サービス事業	次の3つの要件すべてに該当する世帯 ① おおむね65歳以上の在宅高齢者世帯、及びこれに準ずる高齢者または障がい者世帯 ② 除雪について近隣から援助がない世帯 ③ 自力による除雪ができない世帯	○		※2	1,353円／回	8,000円／1冬期間	(個人負担額を超える費用)	-
24 羽後町	羽後町高齢者世帯等間口除雪事業	70歳以上の高齢者世帯等で自力での除雪が困難な世帯	○		○		5,000円／1冬期間	(個人負担額を超える費用)	-
	羽後町雪下ろし助成事業	非課税世帯である70歳以上の高齢者世帯等		○				1／2上限10,000円	年3回
25 東成瀬村	雪下ろし等支援事業	非課税世帯者であり村内に居住する65歳以上の老人世帯及び単身の重度障害者が居る世帯、母子世帯等(ただし、村内に子どもが居ない方を対象)	○	○	○ ※1	雪下ろし 2,250円/時 間口除雪 1,500円/時	雪下ろし 1,125円/時 間口除雪 750円/時	雪下ろし・間口除雪費用の1/2	-
	除排雪支援事業	非課税世帯者であり村内に居住する65歳以上の老人世帯及び単身の重度障害者が居る世帯、母子世帯等(ただし、村内に子どもが居ない方を対象)			○ ※1	-	除排雪作業料金の1/2	除排雪作業料金の1/2	-

※1 排雪

※2 除雪機による道路除雪終了後、道路に面した出入り口を塞ぐ、雪塊を除去

※3 他の支援(買い物支援等)も含んだ「制限」の場合あり